

そこが知りたい！

国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 公開CbCRの動向 ～EU、オーストラリアを中心として～

税源浸食及び利益移転（BEPS）問題に対応するためのOECD行動計画13「多国籍企業の企業情報の文書化」を契機として、EUにおいては多国籍企業の情報開示の機運が高まり、欧州委員会は2016年4月に会計指令（指令2013/34/EU）の改正案を発表しました。当該会計指令はEU域内で事業を営む大規模な多国籍企業グループに対し、法人利益、法人所得税の納付額、その他の関連情報の開示を求めたもので、その後の協議・修正を経て2021年11月にEU理事会により承認されました¹。

EU加盟国は当該指令を2023年6月22日までに国内化することを要請されています。既に主要EU加盟国は国内法化を済ませ、その施行が徐々に開始している状況です。なお、国別報告書（CbCR）の開示を求める同様の法案は、EU以外でも導入が検討されている状況とされ、オーストラリアにおいては法案が公表されています。

本ニュースレターでは、CbCRの開示を求めるEU指令の内容を概説するとともに、より広範な開示が要求されているオーストラリアの法案の動向を説明します。

1. EUにおける公開CbCR

(1) 公開CbCR指令

EUにおける公開CbCR指令の内容は以下の通りです。

<開示対象となる多国籍企業グループ>

企業グループが以下の要件に該当する場合、CbCRを公開することとなります。

- EUに本社を置く多国籍企業については、連結売上収入が前2連続事業年度につき750百万ユーロ以上であること
- EU以外に本社を置く多国籍企業については、
 - i. 連結売上収入が前2連続事業年度につき750百万ユーロ以上であることかつ
 - ii. 中規模又は大規模子会社（又は同等規模の支店）がEUに所在すること大規模または中規模子会社又は支店の定義は、
 - ① 貸借対照表合計額が4百万ユーロ超であること
 - ② 純売上収入が8百万ユーロ超であること
 - ③ 平均従業員数が50名超であること

の3つの要件のうち2以上の要件を満たす法人又は支店となります。ただし、①又は②の基準はEUメンバー国が独自に決定することができるとされ、その基準は①については6百万ユーロ、②については12百万ユーロを超えることはできません。

¹ Council of the European Union, https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CONSIL:ST_9547_2021_INIT&from=EN, 2024年4月1日取得

<開示する情報等>

- 開示する情報は以下のものとなります。
 - A) 最終親会社の名称、対象事業年度、使用通貨
 - B) 事業活動の簡潔な説明
 - C) フルタイムの従業員数
 - D) 純売上収入
 - E) 税引前利益又は損失の金額
 - F) 当期法人所得税、法人所得税支払額
 - G) 当該事業年度末の利益留保金額
 - H) その他
- 開示情報は、それぞれの EU 加盟国ごと、ブラックリスト国（EU の税務ガバナンス基準に非協力的な国）又は連続してグレーリスト国（EU の税務ガバナンス基準に協力的であるが、一部改善すべき事項が残っている国）となっている国²については、その国ごとに開示し、その他の国はまとめて開示することとされています。現状、ブラックリスト国及びグレーリスト国は 20 カ国余りです。

<開示方法等>

情報開示は一定の共通フォーマットにより行うこととなります。

EU の最終親会社、又は EU に最終親会社がない場合には各 EU 子会社又は各 EU 支店は、所在 EU 国の Business Registry 及びそのウェブサイトにより必要な情報を開示しなくてはなりません。ただし、EU に最終親会社がない場合、その親会社が必要な情報をそのウェブサイトで開示し、EU 子会社又は EU 支店のうち一つの子会社又は支店がその国の Business Registry において情報開示することにより、他の EU 子会社又は EU 支店の情報開示を省略することができます。

必要な情報は該当する事業年度の貸借対照表日から 12 ヶ月以内に開示しなくてはならず、少なくとも 5 年間は開示を継続しなければならないとされています。

一定の開示情報については、その開示がその企業にとって重大な不利益（seriously prejudicial）をもたらす場合には、最長 5 年間開示を延期することができます。ただし、企業側は開示が延期されている旨を公表し、その理由を示さなければなりません。開示を延期した情報については、延期期間経過後に開示しなければならないとされています。

(2) 国内法制化の状況

主要 EU 加盟国は既に公開 CbCR の国内法化済みで、ほとんどの国において 2024 年 6 月 22 日以後開始の事業年度に適用されることとされています。なお、ルーマニアは 2023 年 1 月 1 日、クロアチアは 2024 年 1 月 1 日、スウェーデンは 2024 年 5 月 31 日以後開始事業年度から適用されることとなりますので、より早期の対応が必要とされます。

² ブラックリスト国には、アメリカ領サモア、アンティグア等が、グレーリストには、アルメニア、ベリーズ等が掲載されています。詳細は下記のリンクをご参照ください。なお、2024 年 2 月 20 日付でロシアがブラックリストに追加されましたのでご注意ください（Council of the European Union, “EU list of non-cooperative jurisdictions for tax purposes”, <https://www.consilium.europa.eu/en/policies/eu-list-of-non-cooperative-jurisdictions/#what>, 2024 年 4 月 1 日取得）。

2. オーストラリアの公開 CbCR

オーストラリアにおいては 2023 年に公開 CbCR に関する法案が公表され、その法案によれば、一定の多国籍企業に対してオーストラリアを含むすべての関係国につき、CbCR その他の情報開示を求めています。さらに、国外に本拠地を置く多国籍企業も、オーストラリアの法人又は支店を通じて事業を行ってれば、同様の情報を公開しなければならないこととされていました。

しかしながら、EU の公開 CbCR よりも広範な情報開示を求めていたため、ビジネス界からの批判が強くなり、2024 年 2 月 14 日に当初より情報開示の範囲を狭めた法案に改定されました。原則として EU の公開 CbCR と同様の内容となっていますが、税に対するアプローチや、対象国での発生税額と法定税率との差異分析が含まれていることが特徴的です。

国ごとの開示対象国は、オーストラリアとオーストラリア財務省が指定した 40 カ国余りの国・地域³（シンガポール、香港、スイスが含まれています。）となっており、この点では EU よりもより広範な対象国となっています。さらに、開示免除基準が新たに導入されましたが、オーストラリアの活動に係る所得が 10 百万オーストラリア・ドル（約 10 億円）未満の多国籍企業とされているため、この基準を満たさない場合、公開 CbCR を作成しなくてはならないこととなります。

今後は、この改定案に対してパブリックコメントを募集していくこととなりますので、その動向が注目されます。

お見逃しなく！

現状、EU 及びオーストラリアの公開 CbCR が注目されていますが、他にも公開 CbCR の導入に向け検討を始めている国があると伝えられています。今後国際税務における主要な潮流となる可能性があります。各国がそれぞれ独自に公開 CbCR を法制化すると、多様な公開 CbCR が適用されることとなり、企業の事務負担が過重となることが懸念されます。統一的な公開 CbCR のルール作りが望まれるところです。

公開 CbCR が導入されることにより、より広汎な利害関係者に税務情報が開示されることとなり、実効税率と実際税率の開差の説明、企業の税務に対する姿勢等が問われることとなります。タックス・ポリシーの整備、税務に係る管理、内部統制の強化、見直しが必要となるかも知れません。

³ オーストラリア財務省, “Exporsure Draft Part 2”, https://treasury.gov.au/sites/default/files/2024-02/c2024-488354-determination_0.pdf, 2024 年 4 月 1 日取得